

## 島根県広告事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、島根県(以下「県」という。)が保有する公有財産、物品、印刷物等(県のホームページを含む。以下「県有資産」という。)に、民間事業者等の広告を掲載若しくは掲出又は命名(以下「広告掲載」という。)し、その対価として広告掲載料を徴収する歳入型広告事業及び民間事業者等から広告掲載の対価として物品等の提供を受ける提携型広告事業(以下「広告事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告事業の目的)

第2条 広告事業は、県有資産の有効活用を図るほか、広告掲載をする者(以下「広告主」という。)に優良な県有資産を広告掲載の媒体(以下「広告媒体」という。)として提供することにより、県の新たな財源の確保又は歳出の削減を行い、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (県有資産の適正な使用)

第3条 広告主は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、公有財産の取得、管理及び処分に関する規則(平成6年島根県規則第1号)、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)その他関係法令等の定めるところに従い、県有資産を適正に使用しなければならない。

### (広告事業の対象)

第4条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの
- (8) 社員等の人事募集広告
- (9) 比較広告
- (10) 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- (11) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (12) その他県有資産の性質等に照らし広告掲載することが適当でないと認められるもの

2 広告掲載に係る業種及び事業者並びに前項に規定する広告掲載の内容に係る基準(以下「広告取扱基準」という。)は、政策企画局長が別に定める。

### (広告募集方法等)

第5条 課長等(島根県行政組織規則第12条第1項に規定する課又は室及び第17条に規定する地方機関(家畜保健衛生所を除く。)の長をいう。以下同じ。)は、広告事業を行おうとするときは、本要綱及び広告取扱基準に定めるもののほか、広告事業に関し必要な事項を個別の要項に定め、次に掲げる募集の条件を明示して、広告主を募集するものとする。

- (1) 広告媒体の名称及び内容
- (2) 募集する広告の規格及び数量
- (3) 広告掲載の期間
- (4) 広告掲載の範囲及び基準
- (5) 申込みの時期及び方法
- (6) 広告掲載料の基準となる額(歳入型広告事業に該当する場合)
- (7) その他課長等が必要と認める事項

( 広告掲載の中止等 )

第 6 条 課長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
- (2) 広告主が県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 広告主が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。
- (6) 広告掲載期間中において第 4 条又は広告取扱基準第 3 に該当するに至ったとき。
- (7) 県の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

( 広告掲載料の返還 )

第 7 条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

( 広告主の責務 )

第 8 条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを県に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

( 審査機関 )

第 9 条 広告掲載の可否を審査するため、広告掲載審査会(以下「審査会」という。)を設置し、事務局を政策企画局政策企画監室に置く。

- 2 審査会の委員長は政策企画監を、委員を広聴広報課長、管財課長、消費とくらしの安全室長、人権啓発推進センター長及び景観政策室長をもって充てる。ただし、委員長が必要と認めるときには、これら以外の者を委員に加えることができる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

( 審査会の会議 )

第 10 条 審査会は、新たな広告事業を始めようとするとき、又は広告掲載の可否について疑義が生じた場合において委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、広告事業を実施する課長等に会議への出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。
- 5 前項に定めるほか、委員長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

( 雑 則 )

第 11 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、政策企画局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。  
この要綱は、平成 23 年 9 月 28 日から施行する。